

# 交際費の範囲

## I 租税特別措置法第61条の4（交際費等の損金不算入）

法人が平成十八年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（清算中の各事業年度を除く。）において支出する交際費等の額（当該事業年度終了の日における資本金の額又は出資金の額（資本又は出資を有しない法人その他政令で定める法人にあっては、政令で定める金額）が一億円以下である法人については、当該交際費等の額のうち次に掲げる金額の合計額）は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

- 一 当該交際費等の額のうち四百万円に当該事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額（次号において「定額控除限度額」という。）に達するまでの金額の百分の十に相当する金額

**※21年税制改正 400万円が600万円に引き上げられた。**

**平成21年4月1日以降に終了する事業年度から適用されます。**

- 二 当該交際費等の額が定額控除限度額を超える場合におけるその超える部分の金額
- 2 前項の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、一月とする。
- 3 第一項に規定する交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為（第二号において「接待等」という。）のために支出するもの（次に掲げる費用のいずれかに該当するものを除く。）をいう。
  - 一 専ら従業員の慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行等のために通常要する費用
  - 二 飲食その他これに類する行為のために要する費用（専ら当該法人の法人税法第二条第十五号に規定する役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除く。）であって、その支出する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額が政令で定める金額以下の費用
  - 三 前二号に掲げる費用のほか政令で定める費用
- 4 前項第二号の規定は、財務省令で定める書類を保存している場合に限り、適用する。

## II 法人税法施行令第37条の6（交際費等の範囲）

法第六十一条の四第三項第二号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に規定する飲食その他これに類する行為のために要する費用として支出する金額を当該費用に係る飲食その他これに類する行為に参加した者の数で除して計算した金額とし、同号に規定する政令で定める金額は、五千円とする。

- 一 カレンダー、手帳、扇子、うちわ、手ぬぐいその他これらに類する物品を贈与するために通常要する費用
- 二 会議に関連して、茶菓、弁当その他これらに類する飲食物を供与するために通常要する費用
- 三 新聞、雑誌等の出版物又は放送番組を編集するために行われる座談会その他記事の収集のために、又は放送のための取材に通常要する費用

## III 交際費の支出の相手方の範囲

「得意先、仕入先その他事業に関係のある者等」には、直接当該法人の営む事業に取引関係のある者だけでなく間接に当該法人の利害に関係ある者及び当該法人の役員、従業員、株主等を含むことに留意する

## IV 交際費等の支出の方法

措置法第61条の4第3項に規定する法人の支出する交際費等は、当該法人が直接支出した交際費等であると間接支出した交際費等であるとを問わないから、次の点に留意する。

- ① 2以上の法人が共同して接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為をして、その費用を分担した場合においても交際費等の支出があったものとする。
- ② 同業者の団体等が接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為をしてその

費用を法人が負担した場合においても、交際費等の支出があったものとする。

- ③ 法人が団体等に対する会費その他の経費を負担した場合においても、当該団体が専ら団体相互間の懇親のための会合を催す等のために組織されたと認められるものであるときは、その会費等の負担は交際費等の支出があったものとする。

(注) 措置法令第37条の5第1項に規定する「飲食その他これに類する行為のために要する費用として支出する金額」とは、その飲食等のために要する費用の総額をいう。したがって、措置法第61条の4第3項第2号の規定の適用に当たって、例えば、本文の(1)又は(2)の場合におけるこれらの法人の分担又は負担した金額については、その飲食等のために要する費用の総額を当該飲食等に参加した者の数で除して計算した金額が5,000円以下であるときに、同号の規定の適用があることに留意する。ただし、分担又は負担した法人側に当該費用の総額の通知がなく、かつ、当該飲食等に要する1人当たりの費用の金額がおおむね5,000円程度に止まると想定される場合には、当該分担又は負担した金額をもって判定して差し支えない。

## V 交際費等の支出の意義

措置法第61条の4第1項に規定する各事業年度において支出した交際費等とは、交際費等の支出の事実があったものをいうのであるから、次の点に留意する。

- ① 取得価額に含まれている交際費等で当該事業年度の損金の額に算入されていないものであっても、支出の事実があった事業年度の交際費等に算入するものとする。
- ② 交際費等の支出の事実のあったときは、接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のあったときをいうのであるから、これらに要した費用につき仮払又は未払等の経理をしているとしないを問わないものとする。

## VI 飲食その他これに類する行為の範囲

措置法第61条の4第3項第2号に規定する「飲食その他これに類する行為」以下「飲食等という。」には、得意先、仕入先等社外の者に対する接待、供応の際の飲食の他、例えば、得意先、仕入先等の業務の遂行や行事の開催に際して、得意先、仕入先等の従業員等によって飲食されることが想定される弁当等の差入れが含まれることに留意する。

(注) 例えば中元、歳暮の贈答のように、単なる飲食物の詰め合わせ等を贈答する行為は、飲食等に含まれない。ただし、本文の飲食等に付随して支出した費用については、当該飲食等に要する費用に含めて差し支えない。

## VII 交際費等に含まれる費用の例示

(a) 会社の何周年記念又は社屋新築記念における宴会費、交通費及び記念品代並びに新船建造又は土木建築等における進水式、起工式、落成式等におけるこれらの費用 ※ 式典の祭事のために通常要する費用は、交際費等に該当しない。
(b) 下請工場、特約店、代理店等となるため、又はするための運動費等の費用 ※ これらの取引関係を結ぶために相手方である事業者に対して金銭又は事業用資産を交付する場合のその費用は、交際費等に該当しない。
(c) 得意先、仕入先等社外の者の慶弔、禍福に際し支出する金品等の費用 ※ 交際等に該当しない場合もある。
(d) 得意先、仕入先その他事業に関係のある者等を旅行、観劇等に招待する費用 ※ 卸売業者が製造業者又は他の卸売業者から受入れる (e) の負担額に該当するものを除く。
(e) 製造業者又は卸売業者がその製品又は商品の卸売業者に対し、当該卸売業者が小売業者等を旅行、観劇等に招待する費用の全部又は一部を負担した場合のその負担額
(f) いわゆる総会対策等のために支出する費用で総会屋等に対して会費、賛助金、寄附金、広告料、購読料等の名目で支出する金品に係るもの
(g) 建設業者等が高層ビル、マンション等の建設に当たり、周辺の住民の同意を得るために、当該住民又はその関係者を旅行、観劇等に招待し、又はこれらの者に酒食を提供した場合におけるこれらの行為のために要した費用

<p>※ 日照妨害等による損害を補償するために当該住民に交付する金品は、交際費等に該当しない。なお、当初からその支出が予定されているものについては、取得価額に算入される。</p>
<p>(h) スーパーマーケット業、百貨店業等を営む法人が既存の商店街等に進出するに当たり、周辺の商店等の同意を得るために支出する運動費等の費用</p> <p>※ その進出に関連する支出であっても、主として地方公共団体等に対する寄附金、繰延資産の性質を有するものは、交際費等に該当しない。</p> <p>同 得意先、仕入先等の従業員等に対して取引の謝礼等として支出する金品の費用</p> <p>※ 特約店等の従業員を対象として支出する報奨金品で、取扱数量又は取扱金額に応じてあらかじめ明らかにされているところにより交付する金品を除く。</p>
<p>(i) 得意先、仕入先等の従業員等に対して取引の謝礼等として支出する金品の費用</p> <p>※ 特約店等の従業員を対象として支出する報奨金品で、取扱数量又は取扱金額に応じてあらかじめ明らかにされているところにより交付する金品を除く。</p>
<p>(j) 建設業者等が工事の入札等に際して支出するいわゆる談合金その他これ類する費用</p>
<p>(k) 法人がその得意先に対して物品を交付する場合又は得意先を旅行、観劇等に招待する場合には、たとえその物品の交付又は旅行、観劇等への招待が売上割戻し等と同様の基準であっても、その物品の交付のために要する費用又は旅行、観劇等に招待するために要する費用は交際費等に該当する。</p> <p>ただし、物品を交付する場合であっても、その物品が得意先である事業者において棚卸資産若しくは固定資産として販売し若しくは使用することが明らかな物品（以下「事業用資産」という。）又はその購入単価が少額（おおむね3,000円以下）である物品（以下「少額物品」という。）であり、かつ、その交付の基準が売上割戻し等の算定基準と同一であるときは、これらの物品を交付するために要する費用は、交際費等に該当しないものとすることができる。</p>
<p>(l) 「交際費等に該当しない費用の例示」の(b)売上割戻し等と交際費等との区分)に該当する売上げ割戻し等であっても、一定額に達するまでは現実に支払をしないで預り金等として積み立て、一定額に達した場合に、その積立額によりその得意先を旅行、観劇等に招待することとしているときは、その預り金等として積み立てた金額は、その積み立てた日を含む事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入しないで、旅行、観劇等に招待をした日を含む事業年度において交際費等として支出があったとされる。</p>